2025年度 竹田市創業支援セミナー

第8回 あぐる塾

受講生募集中！

夢へ向かって一歩前進！
創業に必要な知識を学ぶ４日間。
受講生同士・卒業生・支援機関など
地域でのネットワーク形成にも！
新しいアイデアの発掘や
事業のPRにも活用ください！

対象

大分県竹田市で
・ビジネスを始めたい方
・今後の事業拡大を目指す方

まちづくりたけた株式会社は、竹田市の認定連携創業支援機関の一つとして竹田市から委託を受け、創業者を支援しています。
竹田市創業支援等事業計画の特定創業支援等事業（あぐる塾等）を受け、竹田市が発行する「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の交付を受けた創業者は、市の創業等支援事業補助金の申請資格や、国の優遇措置を利用することができます。
詳しくは裏面をご覧ください。

参加費

全4回 (10/1～10/29) **無料**

会場

竹田市城下町交流プラザ 多目的ホール
（大分県竹田市竹田町487-1）

あぐる塾バディ New

竹田商工会議所・九州アルプス商工会

それぞれの受講者にあわせて
支援機関の経営支援員が相談パートナーとなり
事業計画や資金調達、出店計画など
あぐる塾期間中の1か月間サポートします！

先輩起業家体験談

プログラム　10/1オリエンテーション内

竹田市で起業経験を持つ
あぐる塾卒業生の「あの時といま」

地域での起業の準備やスタート時の着想期を経て、事業の輪を広げる対話期、事業を育てる定着期、地域との共創フェーズへの連携・循環期についてのお話など

黒阪 旅人氏
TRAVELERS WORKS代表

プログラム

大分県産業創造機構の
専門講師陣によるセミナー

第１日　10/１(水)　18:30-20:30
・オリエンテーション
・財務会計の基礎知識

第２日　10/８(水)　18:30-20:30
・販路開拓
・人材育成

第３日　10/15(水)　18:30-20:30
・ビジネスプランと資金計画づくり
・ワークショップ

第４日　10/29(水)　17:30-18:30
・資金調達相談会（希望者のみ）

10/29(水)　18:30-20:30
・プレゼンテーション

お問合せ　まちづくりたけた株式会社
0974-64-0175

お申込み　右の二次元コードから
お申込みください
申込期限　2025年9月19日(金)

【主催】まちづくりたけた株式会社
【共催】竹田市・おおいたスタートアップセンター・大分県よろず支援拠点・竹田商工会議所・九州アルプス商工会

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援（補助や税制優遇）について

竹田市は、創業をめざしている方の支援を目的に、産業競争力強化法に基づいて「創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けています。
この計画に定められた「特定創業支援等事業（あぐる塾等）」による支援を受けた方は、市から証明書の交付を受けることができ、登録免許税の軽減措置、創業関連保証の特例等の支援策を受けることができます。

「特定創業支援等事業」とは、
市と創業支援等事業者が連携して創業者に行う「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく継続的な相談・セミナー等のことを言います。
特定創業支援事業によるセミナーや個別指導による支援を受け、4つの知識を習得（1ヵ月以上・４回以上）できたと認められる場合に、特定創業支援等事業を受けた証明書が竹田市から発行されます。

■各特定創業支援等事業者のお問合せ先

創業支援等事業者	特定創業支援等事業	お問い合わせ
まちづくりたけた株式会社	創業セミナー	☎0974-64-0175
竹田商工会議所	創業相談事業	☎0974-63-3161
九州アルプス商工会	創業相談事業	☎0974-76-0151
公益財団法人 大分県産業創造機構	創業相談事業 創業準備ロングランセミナー	おおいたスタートアップセンター ☎097-534-2755 大分県よろず支援拠点 ☎097-537-2837

竹田市補助対象事業　創業等支援事業補助金

創業 または 創業後の事業規模の拡大 に関わる経費

竹田市における産業の振興及び地域経済の活性化並びに新たな雇用の創出を図ることを目的として、市内で新しく創業する方に対し、創業に必要な経費の一部を補助します。

詳細につきましては竹田市ホームページを参照ください。お問い合わせ：竹田市商工観光課☎0974-63-4807
※「令和７年度　竹田市創業等支援事業補助金の申請受付」は、R7/8/29にて終了しております。

特定創業支援等事業の認定を受けた創業者へのその他の支援

1.会社設立時の登録免許税の軽減

創業を行おうとする者または、創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。
株式会社又は合同会社の場合： 資本金の0.7％→0.35％に軽減
（最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円）

2.創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6ヶ月前から利用可能です。

3.日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」において、貸付利率の引き下げの適用を受け、融資を利用することができます。